

群馬県指定選手・指導者活動支援制度 設置要項

1 目的

2029年に群馬県で開催される第83回国民スポーツ大会において総合優勝を獲得するため、活躍が期待される選手・指導者を指定し、その活動を支援することにより本県選手の競技力、出場意欲、モチベーションの向上を目指すと共に、スポーツ活動に取り組める環境を整えるための支援をする。

2 指定基準

- (1) 全国大会等の成績に基づき、推薦基準(1)に掲げるランク別に指定する。
- (2) 対象者は、次のすべての要件を満たす者とする。
 - ① 優秀な競技能力を有する中学生以上の選手・チーム及び指導者。
 - ② 第83回国民スポーツ大会での優勝を目指し、群馬県代表として国民スポーツ大会に出場する意思のある者。

3 指定期間

指定年度4月1日より、翌年3月31日までとする。

4 指定方法

公益財団法人群馬県スポーツ協会(以下、「県スポーツ協会」という。)並びに群馬県スポーツ競技力向上推進本部(以下、「推進本部」という。)の推薦を受け、推進本部で決定し、推進本部長名で指定する。

5 推薦方法

県スポーツ協会は、加盟競技団体及び学校体育団体(以下「加盟団体等」という)からの推薦に基づき推進本部へ推薦を行う。(ただし、国民スポーツ大会正式競技に限る。)

加盟団体等は、成績を証明する書類及び大会要項を添付したうえで推薦書を県スポーツ協会あてに提出する。また、上記の推薦以外で該当する者がいる場合、推進本部が推薦することができる。

6 指定後の支援

- (1) 指定者を推進本部、県スポーツ協会並びに当該競技団体等が実施する強化事業に積極的に参加させる。
- (2) ランク別に定めた活動支援金額を競技団体に対し支給する。
- (3) スポーツ協会が実施するメディカルチェック・体力・筋力測定等の費用を免除する。
- (4) 指定者としての自覚と誇りを持たせるため、指定証を発行する。

7 実施上の留意点

- (1) 推進本部は強化計画の立案・実施にあたって、学校教育活動及び職場等における業務に支障がないよう、あらかじめ学校、企業体等の所属長及び選手の保護者と綿密な連携をとり、事業の趣旨を十分理解させるなどの配慮をする。
- (2) 選手強化の実施にあたっては、自覚と責任の涵養に努めるとともに、非教育的行為が発生しないように配慮する。
- (3) 公序良俗に反する行為があったときは、指定を取り消すこととする。